

和歌山市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成20年5月26日

和歌山市監査委員	伊藤隆通
同上	田上武
同上	森田昌伸
同上	中橋龍太郎

第1 監査の期間

平成20年1月15日から同月31日まで

第2 監査のテーマ

公用車の管理及び利用状況について

第3 監査の目的

本市において、公務を迅速かつ効率的に遂行するため公用車は欠かせないものであり、公用車を本庁及び出先機関に配置し、公務の執行に利用している。

地方自治法第2条第14項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されており、公用車についても、維持管理経費を必要とすることから、効率的な活用が求められている。

そこで、今回の監査は、公用車が効率的に使用されているか、また、職員が安全・安心に運転できるよう維持管理が適正になされているかに主眼を置き、今後の公用車の適正な管理、経費節減及び事務処理の改善につなげることを目的として実施した。

第4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、次のとおりとした。

- 1 公用車の管理について
- 2 公用車の利用状況について
- 3 安全運転管理について
- 4 公務使用する私用車について

第5 監査の対象

今回の監査は、事前調査の結果、各局から回答のあった和歌山市が管理する公用車711台から、消防局、水道局及び市民環境局の環境事業部が管理する公用車並びに使用目的が限定される公用車を除いた306台並びに公務に使用する私用車を監査の対象とした。

第6 監査の方法

公用車の管理及び利用の実態を把握するため、調査票による事前調査を行い、関係諸帳簿を調査するとともに、関係職員から説明を求め、現地調査を行うなどの方法で実施した。

第7 監査の結果

監査の結果、一部において改善又は検討を要する事項が見受けられた。

その概要は次のとおりであるので、今後、公用車のより効率的な使用及び適正な管理を望むものである。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度指導したので省略する。

1 公用車の管理について

監査対象公用車の局別・車種別の管理台数は、次の表のとおりである。

【監査対象公用車】

(単位：台)

管理している局の名称	保有区分	管理台数	軽自動車		小型自動車		普通自動車		バス	原動機付自転車	自転車
			乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物			
総務局	市	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	リース	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
財政局	市	16	0	2	3	7	3	0	1	0	0
	リース	46	0	42	3	1	0	0	0	0	0
	計	62	0	44	6	8	3	0	1	0	0
市民環境局	市	7	0	2	1	4	0	0	0	0	0
	リース	55	0	0	0	0	0	0	0	55	0
	計	62	0	2	1	4	0	0	0	55	0
健康福祉局	市	15	1	8	0	3	3	0	0	0	0
	リース	48	0	18	0	0	0	0	0	30	0
	計	63	1	26	0	3	3	0	0	30	0
まちづくり局	市	31	2	14	1	11	0	2	0	1	0
	リース	6	0	2	0	1	0	0	0	3	0
	計	37	2	16	1	12	0	2	0	4	0
建設局	市	44	1	18	4	14	1	6	0	0	0
	リース	6	0	3	0	3	0	0	0	0	0
	計	50	1	21	4	17	1	6	0	0	0
教育委員会局	市	10	0	5	2	3	0	0	0	0	0
	リース	14	0	3	0	0	0	0	0	11	0
	計	24	0	8	2	3	0	0	0	11	0
合計	市	131	4	49	11	42	7	8	1	1	8
	リース	175	0	68	3	5	0	0	0	99	0
	計	306	4	117	14	47	7	8	1	100	8

(注) 事前調査で回答のあった平成19年10月末現在の管理台数である。

公用車の管理については、各所属で車両の管理業務を行い、主に所属内で使用する車両（以下「各課管理車」という。）と、財政局財政部調達課が車両の管理業務を行い、全職員が使用することのできる車両（以下「集中管理車」という。）がある。また、平成17年度から総務局総務部人事課による公用自転車8台の集中管理が行われ、主に本庁近隣への市内出張の際に使用されている。

公用車の保有形態については、市が所有する車両（以下「市所有車」という。）と、賃貸借契約に基づく車両（以下「リース車」という。）がある。リース車については、平成15年度から導入しており、自動車198台のうちリース車は76台（38.4%）で、原動機付自転車100台のうちリース車は99台（99.0%）である。

リース車の導入については、一時的な財政負担増を平準化するとともに、車検整備、任意保険、オイル交換等のメンテナンスサービスが含まれるため、車両の管理業務の省力化を図ることができるなどのメリットがあり、車両の更新にあたってはリース車の導入が進められている。

市所有車及びリース車の管理については、物品としての管理はもちろんであるが、車両として常に安全に使用できる状態に保つ必要がある。自動車等による出張等に関する要綱（平成16年制定）では、自動車等を運転する職員の服務についての規定がなされているが、公用車の管理に関する規定が設けられていないため、今後、規定化することを検討されたい。

(1) 公用車に係る維持管理経費について

公用車に係る経費別・車種別の維持管理経費は、次の表のとおりである。

【公用車に係る維持管理経費】

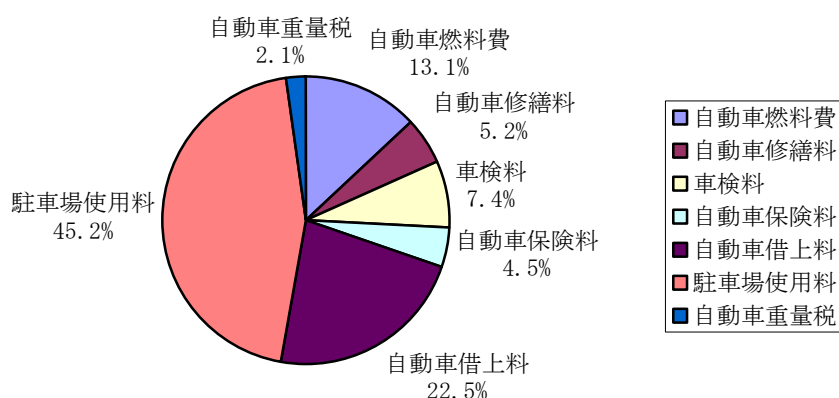
(単位：円、台)

維持管理費	保有区分	車種				合計	
		軽自動車	小型自動車	普通自動車	原動機付自転車	自動車	原動機付自転車
自燃料車費	市	2,037,053	2,723,735	767,300	710	5,528,088	710
	リース	2,327,401	460,044	0	184,429	2,787,445	184,429
	計	4,364,454	3,183,779	767,300	185,139	8,315,533	185,139
自動車料	市	1,699,221	1,185,540	461,754	0	3,346,515	0
	リース	0	0	0	5,250	0	5,250
	計	1,699,221	1,185,540	461,754	5,250	3,346,515	5,250
車検料	市	891,734	2,561,915	1,254,919	0	4,708,568	0
	リース	0	0	0	0	0	0
	計	891,734	2,561,915	1,254,919	0	4,708,568	0
自動車料	市	1,012,726	1,370,190	497,881	1,405	2,880,797	1,405
	リース	0	0	0	137,655	0	137,655
	計	1,012,726	1,370,190	497,881	139,060	2,880,797	139,060
自動車料	市	0	0	0	0	0	0
	リース	12,975,880	1,374,975	0	3,682,800	14,350,855	3,682,800
	計	12,975,880	1,374,975	0	3,682,800	14,350,855	3,682,800
駐車場料	市	7,891,000	7,788,600	629,130	0	16,308,730	0
	リース	11,060,950	1,471,000	0	0	12,531,950	0
	計	18,951,950	9,259,600	629,130	0	28,840,680	0
自動車税	市	167,200	696,000	497,700	0	1,360,900	0
	リース	0	0	0	0	0	0
	計	167,200	696,000	497,700	0	1,360,900	0
総経費	市	13,698,934	16,325,980	4,108,684	2,115	34,133,598	2,115
	リース	26,364,231	3,306,019	0	4,010,134	29,670,250	4,010,134
	計	40,063,165	19,631,999	4,108,684	4,012,249	63,803,848	4,012,249
管理台数	市	53	53	15	1	121	1
	リース	68	8	0	99	76	99
1台当たり経費	市	258,470	308,037	273,912	2,115	282,096	2,115
	リース	387,709	413,252	0	40,506	390,398	40,506

(注) 1 事前調査で回答のあった平成19年4月1日から10月末までの経費である。

2 1台当たりの経費は、小数点第1位で四捨五入したものである。

【自動車に係る維持管理経費】



自動車（バスを除く。）197台に係る維持管理経費（自動車燃料費、自動車修繕料、車検料、自動車保険料、自動車借上料、駐車場使用料、自動車重量税）の総額は63,803,848円で、1台当たりの経費は323,877円である。

市所有車とリース車1台当たりの維持管理経費は、市所有車1台当たり282,096円に対し、リース車1台当たり390,398円である。なお、リース車の維持管理経費には、市所有車の車両購入経費に相当する経費が自動車借上料として含まれている。

また、原動機付自転車100台に係る維持管理経費の総額は4,012,249円で、1台当たりの経費は40,122円である。

維持管理経費のうち駐車場使用料は、自動車に係る維持管理経費の45.2%を占めている。自動車197台の駐車場使用料の総額28,840,680円の内訳は、和歌山市営中央駐車場、和歌山市営城北公園地下駐車場、和歌山市営本町公園地下駐車場に保管している139台の定期駐車場使用料28,320,000円及び出先機関における市内出張の際の一時駐車場使用料520,680円である。

リース車（自動車）に係る自動車借上料は、自動車に係る維持管理経費の22.5%を占めている。リース車76台の自動車借上料の総額は14,350,855円で、1台当たりの経費は188,827円である。また、リース車（原動機付自転車）99台の自動車借上料の総額は3,682,800円で、1台当たりの経費は37,200円である。

市所有車（バスを除く自動車）121台に係る自動車修繕料の総額は3,346,515円で、1台当たりの経費は27,657円である。市所有車における車両の取得後の経過年数及び総走行距離別の自動車修繕料については、取得後10年以上経過し、かつ、総走行距離が10万キロを超えている車両は7台で、1台当たりの自動車修繕料は46,449円となっている。そのうち2台について、車両の故障による自動車修繕料がかさんでいるものが見受けられたので、今後、運転者の安全を確保するとともに、経費削減を図るため、リース車への切替えも含め、車両の更新を検討されたい。

公用車の維持管理経費は、保管場所、走行距離等により異なるが、軽自動車の経費が他と比べ低くなっている。また、一般的に燃費もよく、燃料費の削減にもつながることから、今後、公用車の更新については、使用目的及び業務内容等にもよるが、車両の小型化による経費節減を望むものである。

(2) 公用車の保管状況について

自動車198台は、和歌山市営中央駐車場に123台、和歌山市営城北公園地下駐車場に15台、和歌山市営本町公園地下駐車場に1台、本庁舎地下駐車場に7台、出先機関に52台保管している。

原動機付自転車100台は、本庁舎北西側及び北側駐輪場に12台、出先機関に88台保管している。また、自転車8台は、本庁舎北西側駐輪場に保管している。

和歌山市営中央駐車場に保管している自動車の保管状況について、抽出により現地調査を行った結果、各課管理車において積載物があるにもかかわらず施錠されていない車両が見受けられたので、盗難事故等の防止のため施錠を徹底し、適正な管理に努められたい。

また、原動機付自転車及び自転車の保管状況について、抽出により現地調査を行った結果、本庁舎北側駐輪場に保管している車両については、混雑しており出入りが困難な状況が見受けられたので、駐輪場を確保されたい。

(3) 点検・整備について

和歌山市営中央駐車場に保管している自動車の点検整備状況について、抽出により現地調査を行った結果、市所有車において、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第

48条第1項に基づく定期点検整備が実施されていない車両が見受けられたので、事故等の防止のためにも点検を適正に実施されたい。

また、本庁北西側の二輪駐輪場に保管している自転車の点検整備状況について、現地調査を行った結果、整備不良と見られるものが見受けられた。職員が安全・安心に自転車を使用できるよう整備し、今後、適正な維持管理に努められたい。

2 公用車の利用状況について

集中管理車、各課管理車及び公用原動機付自転車の稼働率は、以下の表のとおりである。

【車種別・段階別稼働率】

(単位：台)

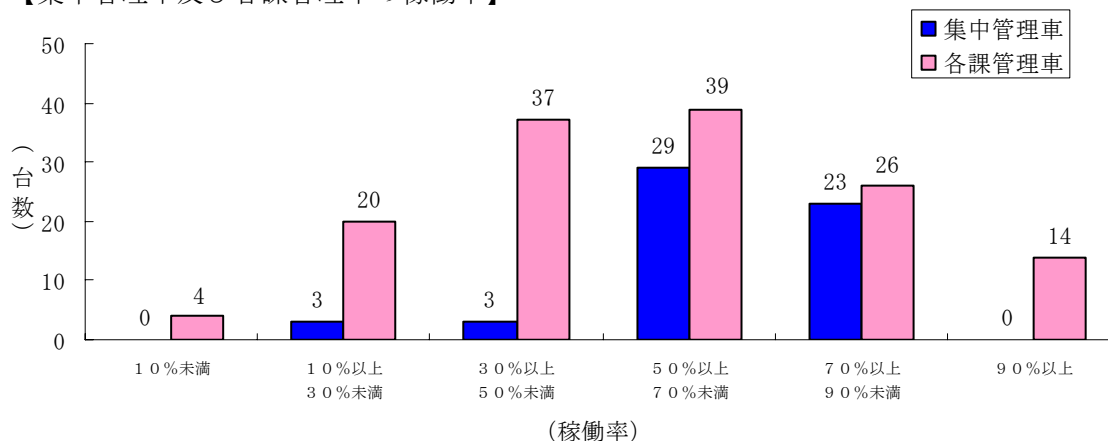
管理区分	車種	保有台数	稼働率					
			10%未満	10%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上 90%未満	90%以上
集中管理	軽貨物乗用	44				23	21	
	小型貨物乗用	7		1	3	2	1	
	普通貨物乗用	0						
	バス	1		1		2		
	合計	58	0	3	3	29	23	0
各課管理	軽貨物乗用	73		7	20	20	17	9
	小型貨物乗用	4		1		3		
	普通貨物乗用	40	1	7	12	11	5	4
	バス	10		2	2	4	2	
	合計	140	4	20	37	39	26	14
原動機付自転車	100	18	17	35	18	8	4	

(注) 1 稼働率は、平成19年4月1日から10月末までの稼働日数を勤務日数で除したものである。

2 勤務日数は、各課等における勤務時間が割り振られた日数から算出した。

3 稼働日数は、午前・午後で各1回以上使用した場合は各0.5日で算出。1日を通して使用した場合は1日で算出した。

【集中管理車及び各課管理車の稼働率】



(1) 集中管理車の予約状況及び利用状況について

本市では、公用車を効率的に使用し、旅費の削減を図ることを目的として、平成15年度から公用車の集中管理を実施しており、集中管理車58台の平均稼働率は64.5%である。

58台のうち50台は、庁内LANを利用し、各所属が必要に応じて車両を予約するシステムとなっている。8台については、緊急時の予備車両として管理されている。

集中管理車の予約状況については、予備車両を除く50台について、予約が可能である1年先まではほぼ全車両（バスを除く。）が予約されていた。また、9月分の予約状況を抽出し調査した結果、1つの課によって1か月の全日が独占して予約されている車両が見受けられた。

利用状況については、車両の予約された時間に対し実際に使用した時間の比率は20.2%と低く、過剰な予約が集中管理車の効率的な使用を妨げている要因のひとつであると思料される。

集中管理車を使用する各所属においては、使用する台数を把握の上、必要な台数及び時間のみを予約し、また、使用時間が確定した時点で予約変更等の手続きを徹底するなど、集中管理車の効率的な使用に努められたい。

集中管理車を管理する調達課においては、同一の所属が長期にわたり予約し常時使用している車両については、集中管理車とする必要性が乏しいと思料されるので、適正な車両台数を常時使用する所属へ配置換えすることを検討するとともに、集中管理を行う車両台数の適正化を図られたい。

また、予約及び配車方法の見直しを図り、今後、より効率的に集中管理車を使用できる体制を検討されたい。

(2) 各課管理車（自動車）の利用状況について

各課管理車140台の平均稼働率は54.6%であるが、各所属間で稼働率に相当のばらつきがあり、効率的に使用されていない車両が見受けられた。これは、使用していない車両を公用車が必要である所属で使用できる体制が整っていないためであると思料される。

用途及び使用目的が限定されない車両については、部局内で公用車を必要とする所属との相互使用を図り、効率的に使用できる体制を検討されたい。

公用車を管理する各所属の市内出張命令票及び旅費額計算簿において、各課管理車が使用できる時間に、集中管理車又は私用車を使用し市内出張しているものが見受けられた。各課管理車を保有する所属においては、まず、各課管理車を使用し、その上で必要に応じて集中管理車を使用されたい。また、市内出張については、公用車によることが原則であることから、私用車の使用は特に必要な場合にとどめ、各課管理車を使用し旅費の削減に努められたい。

(3) 各課管理車（原動機付自転車）の利用状況について

公用原動機付自転車については、気象条件、積荷の有無、運転ができない職員等の諸事情があるものと思料されるが、100台の平均稼働率は21.6%と低い状況であり、稼働率が0%で全く使用されていない公用原動機付自転車18台が見受けられた。使用しない車両については、必要な所属への配置換え又は賃貸借契約の解除を行い、管理台数の適正化を図られたい。

また、公用原動機付自転車を施設内の移動、地域の巡回にのみ使用しているものが見受けられたので、市内出張の交通手段として使用し旅費の削減に努められたい。

3 安全運転管理について

(1) 安全運転管理者の選任について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第1項において、安全運転管理者の選任基準、また同条第4項において安全運転管理者の業務を補助させるため副安全運転管理者の選任基準が規定されている。

本庁における選任状況は、所属で管理する自動車の台数に応じ、財政局財政部調達課において、安全運転管理者1名及び副安全運転管理者2名、また、建設局基盤整備部道路建設課において、安全運転管理者1名を選任している。

また、健康福祉局健康推進部総務企画課においては、和歌山市保健所（地域保健課西保健センター及び南保健センターを除く。）で管理する自動車の台数に応じ、安全運転管理者1名を選任している。

道路交通法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者の選任基準である「自動車の使用の本拠」の範囲を検討し、必要な箇所には安全運転管理者を設置し、事故防止に努められたい。

(2) 安全運転への取組みについて

平成18年度で33件、19年度で21件の事故（監査対象外を含む。）が調達課へ報告されている。

市内出張命令を出す各所属長及び安全運転管理者は、公用車を使用する職員の安全運転に対する適性を把握するとともに、事故防止のため公用車を使用する職員の安全運転の啓発に努められたい。

また、安全運転管理者は、道路交通法第74条の3第2項において、安全運転教育その他自動車の安全な運転に必要な業務を行わなければならないと規定されている。安全運転管理者を選任している所属においては、交通安全教育等の実施を検討されたい。

4 公務使用する私用車について

職員が公務で私用車を使用し交通事故を起こした場合、相手方への補償や自動車の修理代等は、市が公費で補償することになっている。私用車を公務使用し、万一重大な事故が発生した場合、市に多額の財政負担が生じるため、公務使用する私用車は、全国市有物件災害共済会の自動車損害共済へ加入している。

各所属の市内出張命令票及び旅費額計算簿において、前述の自動車損害共済へ加入していない私用車による市内出張命令がなされているものが見受けられた。私用車による市内出張については、自動車損害共済に加入している車両による命令を行うよう徹底されたい。

むすび

公務を迅速かつ効率的に遂行するための交通手段として公用車は必要不可欠なものである。

しかし、公用車の維持管理には多額の経費を要することから、必要台数を把握し、適正な配置を行い、効率的な使用によって業務の効率化、経費の節減を推進する必要がある。

今回の監査において、改善又は検討を要する事項については、監査の結果の中で述べたところである。今後はこのような課題を認識しつつ、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、稼働率の目標値を設定するなど公用車の効率的な使用を図るとともに、職員が安心・安全に公用車を使用できるよう、より一層公用車の適正な管理に努められたい。